

神奈川県警察表彰取扱要領の制定について

(昭和 51 年 2 月 1 日例規 / 神監発第 16 号)

改正

昭和 60 年 3 月 11 日例規第 10 号神教発第 79 号	昭和 61 年 1 月 27 日例規第 3 号神監発第 30 号
昭和 61 年 2 月 10 日例規第 9 号神教発第 67 号神監発第 73 号	平成 4 年 3 月 17 日例規第 24 号神務発第 340 号
平成 5 年 10 月 27 日例規第 47 号神教発第 1103 号神務発第 1426 号神学発第 673 号	平成 6 年 3 月 30 日例規第 14 号神企発第 163 号横企発第 19 号川企発第 18 号
平成 12 年 8 月 30 日例規第 32 号神総発第 275 号神務発第 1492 号神生総発第 642 号神刑総発第 449 号神交総発第 647 号神公一発第 334 号	平成 15 年 3 月 19 日例規第 20 号神監発第 367 号
平成 17 年 3 月 29 日例規第 16 号神務発第 622 号	平成 17 年 5 月 10 日例規第 25 号神監発第 596 号
平成 17 年 7 月 12 日例規第 41 号神教発第 956 号	平成 18 年 6 月 23 日例規第 43 号神教発第 872 号
平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号	平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号
平成 24 年 11 月 26 日例規第 47 号神監発第 1129 号	平成 26 年 1 月 6 日例規第 1 号神務発第 12 号
平成 29 年 3 月 31 日例規第 16 号神務発第 470 号	平成 29 年 9 月 5 日例規第 34 号神監発第 556 号
平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号	

各所属長あて 本部長

神奈川県警察の行う表彰は、警察表彰規則(昭和 29 年国家公安委員会規則第 14 号)に基づき、神奈川県警察表彰取扱規程(昭和 30 年神奈川県警察本部訓令第 10 号)及び関係通達により行ってきたところであるが、制定以来数次にわたる部分的改正と数多くの通達が出され表彰事務が複雑になつてきていることから、このたび、表彰制度の合理化と関係通達の整理統合を図るため、規程を全面改正するとともに要領を新たに制定し、昭和 51 年 2 月 1 日から施行することとしたから運用上誤りのないようにされたい。

おつて、次の通達は、廃止する。

- (1) 神奈川県警察表彰取扱規程の制定について(昭和 30 年 4 月 16 日付 30 神務発第 169 号)
- (2) 自動車運転専従職員表彰要綱の制定について(昭和 30 年 5 月 31 日付 30 神務発第 238 号)
- (3) 神奈川県警察優良警察職員表彰要綱の制定について(昭和 31 年 1 月 10 日付 31 神務発第 9 号、31 神監発第 6 号)
- (4) 留置場看守勤務者並びに押送勤務者表彰要綱の制定について(昭和 32 年 3 月 5 日付

32 神捜三発第 54 号、32 神務発第 90 号、32 神監発第 26 号)

(5) 無線自動車警ら勤務員並びに交通機動巡ら員表彰要綱の制定について(昭和 32 年 3 月 15 日付 32 神務発第 105 号、32 神監発第 28 号、32 神ら発第 64 号、32 神交発第 157 号)

(6) 総合監察における優良警察職員の表彰について(昭和 40 年 9 月 30 日付 神監発第 200 号)

記

附 則

- 1 この要領は、昭和 51 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要領制定前の規定によつて作成した用紙で残存するものは、この要領の定めにかかわらず当分の間使用することができる。

附 則(昭和 60 年 3 月 11 日例規第 10 号神教発第 79 号)

附 則(昭和 61 年 1 月 27 日例規第 3 号神監発第 30 号)

附 則(昭和 61 年 2 月 10 日例規第 9 号神教発第 67 号神監発第 73 号)

附 則(平成 4 年 3 月 17 日例規第 24 号神務発第 340 号)

附 則(平成 5 年 10 月 27 日例規第 47 号神教発第 1103 号神務発第 1426 号神学発第 673 号)

附 則(平成 6 年 3 月 30 日例規第 14 号神企発第 163 号横企発第 19 号川企発第 18 号)

附 則(平成 12 年 8 月 30 日例規第 32 号神総発第 275 号神務発第 1492 号神生総発第 642 号神刑総発第 449 号神交総発第 647 号神公一発第 334 号)

附 則(平成 15 年 3 月 19 日例規第 20 号神監発第 367 号)

附 則(平成 17 年 3 月 29 日例規第 16 号神務発第 622 号)

附 則(平成 17 年 5 月 10 日例規第 25 号神監発第 596 号)

附 則(平成 17 年 7 月 12 日例規第 41 号神教発第 956 号)

附 則(平成 18 年 6 月 23 日例規第 43 号神教発第 872 号)

附 則(平成 19 年 3 月 27 日例規第 11 号神務発第 603 号)

附 則(平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号)

附 則(平成 24 年 11 月 26 日例規第 47 号神監発第 1129 号)

附 則(平成 26 年 1 月 6 日例規第 1 号神務発第 12 号)

附 則(平成 29 年 3 月 31 日例規第 16 号神務発第 470 号)

附 則(平成 29 年 9 月 5 日例規第 34 号神監発第 556 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)